

高僅二寸餘、花發者植于土器進之、

〔日本紀略四〕天德三年十二月七日丁丑、南殿坤角新移栽橘樹一本、高一丈二尺、件樹彈正尹親王東三條家樹也、依勅定奉之、右近將監以下掘之、

〔禁秘御抄上〕草木

同殿 南 橘

遷都以前人家樹也、康保二年正月廿七日仰、左右近府被移、

〔枕草子三〕木の花は

四月のつごもり、五月のついたちなどの比ほひ、橘のこくあをきに、花のいとまろく咲たるに、雨のふりたるつとめてなどはよになく心あるさまにおかし、花の中よりみのこがねのたまとみえて、いみじくきはやかに見えたるなど、あさ露にぬれたるさくらにもをとらず、郭公のよすがとさへ思へばにや、猶更にいふべきにもあらず、

〔玉勝間六〕南殿の御階の櫻橘

橘樹者、本自所生託也、遷都以前、此地橘大夫家之跡也云々、南殿樹事、番記録云、村上御宇、天德三年十二月七日、南殿坤角新移栽橘樹一本、高一丈二尺、件樹彈正尹親王東三條家樹也、依勅定奉之、右近將監已下掘之、或記云、遷都之時、彼樹在所、稱橘大夫者、家後園也、件後園有橘、即南殿前、以賞翫、其後回祿之後、被栽彼東三條樹云々、小一條左大臣記云、橘本主秦保國也、と見えたり、今度焼亡とあるは、天德三年の焼亡のこと也、大槐秘抄云、南殿の橘の木は、此京に、いまだ内裏たてられ候はざりけるさき、人の家の候けるが木にて候ければ、きられずしてなん候ける、殿上人は、南殿のおほゆかにて、枝ながらたちばなくひなどしけりと申候は、それはまことにや候けん、木は一定のふる木になんさぶらひける、